

## 福岡県 相談支援従事者初任者研修 よくある質問

No.	分類	質問	回答
1	証書について	修了証書・受講証明書について	修了証書はお申込み日程の最終日に会場にてお渡しする予定となっております。 講義のみ(1～2日目のみ)コース → 2日目終了時 全日程(5日間)コース → 5日目終了時 ※2日目終了時には交付しません。 演習のみ(3～5日目のみ)コース → 5日目終了
2	研修について	相談支援専門員になるためには何が必要ですか？ この研修を受けたら相談支援専門員になれますか？	<b>初任者研修 全日程(5日間)の受講</b> ＋実務経験を満たす必要があります。 ※別紙2「コース選択について」、参考資料1「相談支援専門員の要件となる実務経験」参照
3	サビ管について	サービス管理責任者になるためには何が必要ですか？	<b>初任者研修 講義のみ(1日目、2日目のみ)</b> ＋サービス管理責任者研修＋実務経験 ※参考資料2「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件」参照
4	児発管について	児童発達支援管理責任者になるためには何が必要ですか？	<b>初任者研修 講義のみ(1日目、2日目のみ)</b> ＋児童発達支援管理責任者研修＋実務経験 ※参考資料2「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件」参照
5	受講要件について	実務経験が不足しているのですが申込みできますか？	<b>申込み可能です。</b> ただし、定員を上回る応募があった場合、 <b>実務経験を満たす方が優先順位が上位</b> となりますので、予めご了承承願います。従事未経験の方につきましては、講義、課題内容が難しい場合がございます。個別にお問い合わせください。また、例年定員を上回るお申込みをいただいております。
6	受講要件について	県外ですが申込み可能ですか？	<b>申込み可能です。</b> ただし、定員を上回る応募があった場合、 <b>福岡県内事業所が優先</b> となりますので、予めご了承承願います。 ※講義のみを他県で受講し、3～5日目を福岡県で受講することも可能です。

## 福岡県 相談支援従事者初任者研修 よくある質問

No.	分類	質問	回答
7	その他	以前、初任者研修を受けているが、現任研を受けていません。初任研を受ける必要がありますか？	初任研を受講後、翌年度を1年目とカウントし5年目までに現任研修を受講する必要があります。受講していない場合は、相談支援専門員として勤務できません。初任者研修(5日間)を再受講する必要があります。 (例)平成24年度に初任者研修を受講した方で平成29年度までに現任研を受講していない方は、初任者研修再受講が必要です。
8	申込書の記入	演習会場「福岡、北九州」を自分で選べますか？	様式1「演習日程(3～5日目)希望地区」に記載の上、お申込ください。
9	申込書の記入	様式3「実務経験の確認について」について 従事した事業所が3つ以上ある場合はどのようにすればいいですか？	別紙(任意様式)に <u>全ての従事経験をご記入の上、様式3と合わせて、市町村へお送りください。</u> 従事経験を満たしていच्छるかを確認するために必要となります。
10	申込書の記入	様式3「実務経験の確認について」は何の経験を書くのですか？	相談支援業務、介護業務等の従事経験についてご記入下さい。 参考資料1「相談支援専門員の要件となる実務経験」参照  判断に困る場合は、事業所所属の市町村、障害者福祉担当係までお問い合わせください。
11	申込書の記入	返信用封筒について	総合健康推進財財団主催分→ 返信用封筒 <u>角2号(※A4用紙が折らずに入るサイズ)</u> に、宛先(所在地、事業所名称、個人名など)を記載の上、120円分の切手を貼って同封してください。  ※尚、 <u>お申込み1名につき、封筒1枚</u> の添付が必要です。
12	研修について	事前課題はいつ提出するのですか？	事前課題は、4日目の研修内にて詳細を説明し、規定の提出日(5日目開講日より前、詳細は4日目)までにご提出いただきます。 申込時に作成、提出いただくものではありません。

## 福岡県 相談支援従事者初任者研修 よくある質問

No.	分類	質問	回答
13	研修について	現任研修とは何ですか？	<p>相談支援従事者初任者研修を修了し、相談支援専門員となった方に対し、受講が必要な研修です。初任者研修修了の翌年度を1年目とし、5年目までに受講が無かった場合、相談支援専門員としての資格が失効し、初任者研修より再受講する必要がありますのでご注意ください。</p> <p>平成30年度に初任者研修を修了した場合、平成35年度までに現任研修の受講が必要です。</p> <p style="color: red;">詳細は、福岡県障害者がい福祉課までお問い合わせください。</p>